

令和2年度 岐阜県地方改善促進審議会 議事要旨

1 日 時 令和3年2月24日（水）13時30分～14時35分

2 場 所 岐阜県議会西棟 第一会議室

3 議 題

令和3年度「人権に関する県民意識調査」について

4 報告事項

(1) 令和2年度同和問題解消に向けた啓発活動等について

(2) 令和3年度同和対策関係予算（案）の概要について

5 議題に関する質疑、発言要旨

(委員) 県は今まで5年毎に調査をしており、国は法律ができたから初めて調査をされたということだが、先ほど説明していただいた「追加」というのは、これまで県が5年毎にやってきた県民意識調査の中には今までなかったのか。

(事務局) この「追加」と書いたものは、県が今まで5年毎にやっていた調査項目にはなかった。

(委員) これからも5年毎の調査の中に継続して追加され、これを基礎にしていきたいということなのか、今回だけなのか。

(事務局) 今回追加した設問を、それ以降も継続して行っていくかについては、調査結果を見ながら判断をしたいと考えている。

(委員) 追加した質問項目の意図について、一つ一つではなくて、これが大事なので追加すると、大まかなところで結構なので伺いたい。

(事務局) 先ほども少し説明をしたが、それぞれの設問の中で、同和問題、部落問題についてどういう捉え方をしているのか、あるいは、どこまで周知がされているのか、といったことが確認できる調査項目だということなので追加をしている。

(委員) 逆に、今までそれが設問に入っていなかったのは、時代が変わってきつつあるので質問を追加するのか。その辺の背景を伺いたい。

(事務局) 今まで、県の意識調査の中で調査をしたものは、経年変化を見ていく必要があるもの。調査を始めてから何年か経つので、そのときにはそれが必要だということで盛り込んだ。今回、国の調査の結果を踏まえて、県の実態がこれでは把握できないのではないかとということで追加をするということ。あくまで、県が地方自治体の責務として、法律で求められている教育及び啓発、あるいは相談ということについて、調査結果を踏まえて施策を検討する上で参考になるものという位置づけで追加した。

(委員) これは県独自ということですが、3つの県が一緒になっているからそれぞれの特色を知りたいということで、他の県も同じように追加して岐阜県のような取組みをされるのか。それとも国の枠の中でいいというような判断なのか。

(事務局) 東海・北陸6県について、今の状況を聞いたが、こうした意識調査を来年度実施するところがほとんどなく、あるところについても、まだ検討しているというところ。

この調査結果が出た段階で、国から何かしら都道府県に対しても説明があるものと県では理解をしており、国の方もそうしたことは考えているようだが、残念ながら今のところそうした話もない。そうした話を聞いた上で考えていくべきものかもしれないが、来年度が意識調査の実施年になるので、ある程度早めに方向性を決めておかないと間に合わないことから、今回このように諮らせていただいたという状況である。

(委員) 国は、今後も定期的に、岐阜県が5年毎にやっていたように、何年か毎にやられるのか。

(事務局) 今回のこの調査は、法律ができて、その法律の第6条に基づく調査ということで、定期的実施されるものかどうかは分からない。ただ国の方で、いわゆる国民意識調査的なものは定期的にやられており、その中でも人権に関するところも設問として入ってくるので、ベースはそれになるのではないかと思われる。

(委員) 他のところは分からないが、岐阜県が一緒になったところでは初めてやられるということだが、そういう動きをしていることを、例えば国に報告されて、国の方で次回やるときは一緒にやらないで、それぞれ分かるように、2回も同じ調査をやることがないようにというような配慮してもらえるのか。岐阜県から何か意見を出されるのか。

(事務局) 今回の事務局案に沿って調査を実施するとすれば、岐阜地方法務局を通じて、県がこのような捉え方をして調査をしているということ、今後、国がもし同様の調査をされる際には、各都道府県がその調査結果を踏まえて、参考にできるような調査をやっていただきたいということは、何らかの形で伝えようと思っている。

(委員) 調査及びその結果に対する県の施策の内容等について聞きたい。資料の参考3に、平成28年1月に岐阜県が人権に関する県民意識調査をやられたと。その結果は詳しくは資料として付いていないが、岐阜県民の人権に対する具体的な方向性というのが集約されて、その後における具体的な施策の参考にされたかと思う。今回、令和3年度に改めて同じような県の意識調査を実施されると、近々その結果が出ると思うが、前の29年度の結果に対するその後の県の施策の方向性の内容がよく分からない。どのような研修、その他の施策の参考にされたのか。

それから、今後どういう結果が出るかは分からないが、その前にすでに国がやっており、当然結果が出ているわけだが、国はその結果に基づいて、どのような全国的な施策を進めようとして検討を始めているのか。今後、せつかく令和3年のアンケートを実施しようとしているわけなので、出た結果に対してどのような意識をもち、施策の参考にしようとしているのか。今までの実績とこれからの方向性について、もし分かれば教えてほしい。

(事務局) 28年度の調査結果に基づいて、県としてどのような対応を取ってきたのかということについては、この調査の結果を受けて、翌年度、指針を改定している。今、第3次改訂となっている岐阜県の人権施策推進指針は、一つ一つを詳細にご説明することは時間的にできない

が、28年度の調査結果を踏まえてできており、この結果を受けてそれぞれの施策や事業を考えている。

国が調査結果を受けてどうしているのかという話については、これも岐阜地方法務局を通じて確認をしているところであるが、来年度の事業の中、あるいは人権課題の中で、何か具体的な新たなものに取り組むということは、少なくとも、今の時点での来年度の予算の中には見当たらない、ということでは言われている。

6 報告事項（１）、（２）に関する質疑、発言要旨

（委員） 資料1で「インターネット上の部落差別の実態に係る調査」ということで、本当にインターネットというのは、被害にあった方たちがなかなか立ち直れないというのか、すぐ消去できないとか、バックにあるいろいろな動きに対してすぐ動けないようなところがある。各方面の動きや、学生たちが削除のボランティアをするというのも最近、新聞の記事で見たが、現状、どういうことが一番大変なのか、件数とか、何か少し具体的な話を伺えたらと思う。

（事務局） 今、質問をいただいたインターネットの関係は、確かに対応が非常に難しく、そもそもそういう書き込みに対しては、基本的には、書き込みをされた本人が削除を依頼するという形になっている。法務局あるいは法務省でも相談には当然乗るが、まず原則は本人に対してどういうことをすれば削除ができるのかを伝える。さらにそういうことができない方については、法務局でプロバイダに対して削除の要請をすることになるが、いずれにしても強制力はない。プロバイダ側も、いわゆるプロバイダ責任法の中でしなければならぬことは当然対応を考えるが、必ずしも削除をするということに対して積極的に働くような法律ではないので、どうしてもそうした書き込みについても、なかなか削除をしないという方向で働いてしまうというのが実情のようである。

私どもの方で、同和問題に関するモニタリングということで、人権啓発センターの指導員2人が一定の時間サイト内を見るということをしており、内容によっては、全人同協という同和問題の関係都道府県と政令市が集まった協議会に対して削除の要請をしたり、あるいは私どもの方から法務局へ削除の要請をしたりしている。

（委員） いつから行われているのかということと、件数などについてももう少し伺いたい。

（事務局） 令和元年5月から行っており、全人同協あるいは法務局に対してモニタリングの結果を含めて8件の削除要請をしている。

（委員） 要請されて、結果はどうか。

（事務局） 今の時点で、2件削除されたのを確認している。

（委員） あと6件は、なぜ削除されなかったのか。

（事務局） 削除要請をしても、プロバイダ側が削除をしなかったのか、もしくは法務局の方で人権侵犯事案という扱いをされなかったということなのか、具体的な削除要請そのものがどうだったのかということは、当課では把握ができない。

（委員） 法務局の方は、こういう理由で削除とか、そういうのはないのか。

(事務局) 法務局の方から、具体的に削除要請を行ったとか、あるいは削除されたとの報告は全くない。県では、どういう状況で、削除されている、されていないということを把握するすべはない。

(委員) やはり私たちも要請するが、同じ返事が返ってくる。県の方とか、公共団体の方が依頼をすると早いのかということもあり、今、質問させてもらった。

モニタリングは、私たちも新規で事業を起こしてきた。県と各市町村の方々がやられていることを、やはり共有してやっていないとなかなか収まらないものである。ぜひ今後、共有をしていただきたい。